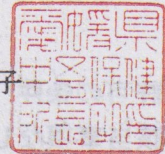


産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県東温市山之内甲389番地1
氏名 有限会社ジー・シー・オー
取締役 大西 良樹
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

第14条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
~~第14条の2第1項~~
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日

令和 3年 4月18日

許可の有効年月日

令和 8年 4月17日

1. 事業の範囲

中間処分

破碎処分：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）」及び陶磁器くず」、
がれき類
以上6種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

3基

ア 破碎施設 (令第7条第8号の2)

1基

設置場所：東温市山之内字コブ谷甲389番1

許可年月日：平成17年11月 7日、許可番号：17廃第9-4号

設置年月日：平成18年 2月20日

処理能力：1. 040 t/日 (がれき類)、696 t/日 (「ガラスくず、コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）」及び陶磁器くず))

イ 破碎施設

1基

設置場所：東温市山之内字コブ谷甲389番1

設置年月日：平成30年 7月18日

処理能力：2. 07 t/日 (廃プラスチック類)、1. 87 t/日 (紙くず)、
2. 53 t/日 (木くず)、3. 53 t/日 (金属くず)

ウ 破碎施設 (令第7条第8号の2)

1基

設置場所：東温市山之内字コブ谷甲389番1、甲389番2

許可年月日：令和 2年 3月17日、許可番号：元中局環第1543-1号

設置年月日：令和 2年 3月17日

処理能力：536 t/日 (がれき類)、360 t/日 (「ガラスくず、コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）」及び陶磁器くず))

(裏 面)

(2) 保管場所

5箇所

設置場所：東温市山之内字コブ谷甲389番1、甲389番2

保管面積：①371.5㎡、②6.84㎡、③6.84㎡、④6.84㎡、⑤67.16㎡

保管容量：①1,075.39㎡、②8.2㎡、③8.2㎡、④8.2㎡、⑤53.72㎡

積み上げ高さ：①6.17m、②1.2m、③1.2m、④1.2m、⑤1.6m

保管する産業廃棄物の種類：①がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」以上2種類

②廃プラスチック類 以上1種類、③紙くず 以上1種類

④金属くず 以上1種類、⑤木くず 以上1種類

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 4月18日（当初許可）

平成23年 4月18日（更新許可）

平成28年 5月24日（更新許可）

平成30年10月25日（変更許可）

〔 破砕処分に廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず 以上4種類を追加。破砕施設1基（廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず）を設置。保管場所の追加。 〕

令和 2年 4月27日（変更届出）

〔 破砕施設1基（がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」）の設置。 〕

令和 3年 3月24日（変更届出（保管場所の一部変更））

令和 3年 4月18日（更新許可）

令和 3年 4月27日（代表者の役職名変更（旧：代表取締役 大西 良樹））

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無